

情報公開審査会答申の概要

答申第 956 号（諮問第 1626 号）

件名：H26 年度県立病院が診断した F コードがわかる文書等の不開示（不存在）
決定に関する件

1 開示請求

平成 27 年 8 月 5 日

2 原処分

平成 27 年 9 月 18 日（不開示（不存在）決定）

愛知県病院事業管理者（以下「処分庁」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

平成 27 年 9 月 24 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 3 月 23 日

5 答申

令和 2 年 12 月 21 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件請求対象文書について、不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した不開示理由説明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、処分庁において管理する別記の行政文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否等について

ア 請求 1 について

処分庁によれば、不開示理由説明書の作成に当たり改めて確認したところ、精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に係る診断書の写し（以下「診断書の写し」という。）が請求 1 に係る対象行政文書に該当することが判明したとのことである。

当審査会において診断書の写しのうちの 1 通を見分したところ、当該診断書の写しは、県立病院において作成されたものであり、その中に「ICDコード」を記載する欄が存在し、そこには「F」から始まる分類コードが記載されていることが認められた。これらのことから、当該診断書の写しは、請求対象文書に合致すると認められる。

しかし、当審査会が見分した診断書の写しには、個人の住所、氏名等だけでなく、診断を受けた者の病状や状態、生活能力の状態等が記載されていることが認められた。よって、当該診断書の写しには、特定の個人を識別できる情報だけでなく、個人の人格と密接に関連する情報が詳細に記載されていることから、一体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。また、同号ただし書きからニまでに該当する事情も認められない。

したがって、当該診断書の写しについては、これを特定した上で、条例第 7 条第 2 号に該当することを理由として、その全てを不開示とする決定をすべきであり、このような診断書の写しが他にも存在するというのであれば、それらも含めてその全てを不開示とする決定をすべきであった。しかしながら、いずれにしてもその全てが不開示となるため、行政文書の開示がされない不開示決定となるという結論に変わりはない。

イ 請求 2 について

当審査会において検討したところ、当該請求に係る行政文書を作成又は取得していないとする処分庁の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) 付言

請求 1 に対しては、請求対象文書が存在しないことを理由として不開示決定を行ったにもかかわらず、本件不開示決定後、特定すべき行政文書が存在することが判明したとのことであるから、今後、開示請求に係る決定を行う際には、対象となる行政文書が存在する可能性を十分に検討するよう留意すべきである。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

請求 1 H26 年度県立病院が診断した F コードがわかる文書

請求 2 愛知県教育委員会が発達障害者支援法上の発達障害児と判断している者のカルテ